

よくある御質問（FAQ）

令和7年度川崎市中小企業DXモデル開発支援事業

No	カテゴリ	質問	回答
1	応募資格	川崎市の企業であれば、登記のみでも問題ありませんか。	川崎市内における活動実態がない場合は、登記があったとしても、ご応募をお断りする場合がございます。
2	応募資格	川崎市に拠点がない企業は応募はできませんか。	応募できません。川崎市内に事業所（本社、支社、工場、研究（部門）所、店舗等）がある企業が対象となります。
3	応募資格	実証実験を行うためのプロトタイプはまだない状況でも応募は可能でしょうか。（開発支援の費用を支援して欲しい）	応募時点にて、プロトタイプがなくても応募は可能です。2月末の事業終了時点にて、プロトタイプの作成及び実証確認まで終了していただく必要がございます。
4	応募資格	個人事業主として活動しており、申請期限までに法人設立（法人成り）のため法人としての過去の貸借対照表がありませんが申請可能でしょうか。	申請にあたり、個人事業主での2期分の決算関係書類（青色申告損益計算書・青色申告貸借対照表等）をご提出ください。
5	事業類型	募集要項に「いずれもプロトタイプが開発済みで、更なる開発・実証実験を当事業で行う内容も対象となります」と記載している趣旨を教えてください。	プロトタイプを開発済みであったとしても、 他のエリアで実証実験を実施していない場合 は本事業の対象となります。また、実証実験によって機能修正・改修等、追加の開発が生じる場合、その開発費用は本事業の補助対象となります。
6	事業類型	事業類型②③は、①に記載のある「これまでにないサービス」でなくても問題ありませんか。	問題ありません。ただし、有力な競合製品などが存在する場合は、審査基準の「②独自性・変革性」において競合優位性が乏しいと判断し、評価が低くなる可能性があります。競合製品に対する優位性について、具体的に提案書に記載してください。
7	成果報告	成果報告会には、どのような成果が求められますか。	開発したプロトタイプにて、実証実験が完了することが求められます。
8	経費	採択前に支出した経費は補助対象になりますか。	補助対象になりません。採択日から支援期間終了日までに支払われたモデル事業に関する経費のみが補助対象となります。
9	経費	取締役など会社役員の人件費は補助対象になりますか。	原則、補助対象になりません。ただし、会社役員に加え、モデル事業に取り組む従業員も兼ねる場合は、補助対象に含めることも可能です。
10	経費	宣伝費用は補助対象になりますか。	補助対象になりません。
11	経費	開発関係費「税込み5万円未満のものに限る」とありますが、5万円未満であればどのような経費も対象になるでしょうか。	本事業に係る経費が補助対象となります。本事業外での使用や販売が想定されるものは、5万円未満であっても補助対象とはなりません。補助対象か判断に迷う場合は、本事業事務局へ個別にご相談ください。

よくある御質問（FAQ）

令和7年度川崎市中小企業DXモデル開発支援事業

No	カテゴリ	質問	回答
12	人件費	人件費の上限は、当初申請した金額から算出するのでしょうか。	最終の実績金額からの算出となります。 例えば、申請時に上限の40%（120万円）まで人件費を計上した場合であっても、他経費の実績が申請時より減少し、申請金額全体が減少した場合は、人件費で申請できる上限金額も減少します。
13	人件費	人件費の単価は、どのように決定すればよいでしょうか。	経済産業省から公示されている健康保険等級を基準にした等級単価一覧表に基づき設定してください。 等級単価一覧表（令和7年度適用） https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/R7kenpo.pdf 上記による設定が難しい場合は、本事業事務局へ個別にご相談ください。
14	その他	応募前に事前打ち合わせなど、対面での意見交換を行うことが可能でしょうか。	5月28日～30日で個別相談会を開催します。応募に関する質問・疑問について回答します。希望の方はFormよりお申し込みください。 https://forms.office.com/e/2qnyHjbDf5